

在宅就業支援団体について

1. 在宅就業支援団体の意義

在宅就業障害者と発注元の企業との間に立つ在宅就業支援団体は在宅就業の市場において有効な機能を果たしているといわれている。

障害者に対する役割

- ・ 障害者に代わる仕事の受注
 - ・ 技術の進展、在宅就業の業務内容の変化に応じた最新の知識技能の習得機会の提供
 - ・ 基本的な労働習慣の付与や技術上のトラブルへの相談支援
 - ・ 健康面での相談支援
- 等

事業主に対する役割

納期、品質に対する保証を在宅就業支援団体が担うことにより、発注先が障害者であることによる健康上の問題等に起因する納期、品質についての不安に応える効果

【障害者雇用問題研究会報告書より】

2. 在宅就業支援団体の位置付け

事業内容や人員等、一定の要件等を満たし、障害者の在宅就業支援を適正に行っていると認められる支援団体については、障害者雇用促進法上の位置付けを行うことによって、企業が当該支援団体に仕事を発注した場合には、障害者に直接発注したものと同等に取り扱うこととし、（中略）発注奨励策の対象とすることが適当である。

【障害者雇用問題研究会報告書（抄）】

3. 在宅就業支援団体の要件等（案）

在宅就業支援団体は、以下の要件等を満たすものとして、厚生労働大臣が認定する者とする考えられる。

（1）目的

在宅就業障害者の希望に応じて就業の機会を継続的に確保・提供する等の援助を行うことにより、在宅就業障害者の職業の安定を図ることを目的として設立されたものであること。

（2）主体

公益法人、社会福祉法人等の法人

（3）業務体制等

- ① 在宅就業障害者に対する就業機会の提供、職業講習、情報提供その他の援助の業務を適正かつ確実に遂行する上で必要な経理的及び技術的な基礎があること。
- ② 業務の運営が適正かつ確実に行われ、在宅就業障害者の職業の安定に資すると認められるものであること。
- ③ 在宅就業支援団体には、業務の適正な実施を確保するため、以下のような義務を課することとする。
 - ・ 区分経理の実施
 - ・ 発注元企業への受注証明書の交付
 - ・ 在宅就業障害者に対する配慮義務
 - ・ 定期報告